

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社 非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について

2. 日時：令和4年5月16日 13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階打ち合わせスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、松宮原子力検査官補

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東電」という。）

原子力運営管理部 保守管理グループマネージャー 他2名

5. 要旨

東電から、柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、福島第一発電所、福島第二発電所及び柏崎刈羽発電所非常用ディーゼル発電機の過給機の点検を実施したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○過給機タービンブレードの左右2個ある過給機のタービンブレードに設置されているワイヤ孔の測定結果、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大孔位置の差（福島第二2号機（B）0.33mm以内、柏崎刈羽2号機（A）、（B）、柏崎刈羽4号機（B）、0.32mm以内、柏崎刈羽5号機（H）、柏崎刈羽6号機（A）、（B）、柏崎刈羽7号機（A）、0.22mm以内、福島第一5号機（A）、0.31mm以内）を満足しているかを確認した。その結果、点検フローの第一判定を超えているものがないことを確認した。

原子力規制庁は、東電からの説明後に質疑応答を行い以下の内容を確認した。

○今後の対応について、保全計画で定めている周期でタービンブレードの非破壊検査（浸透探傷検査）を実施する。また、タービンブレードレーシングワイヤ孔の位置測定は実施しない。

原子力規制庁から東電に対し、今後点検予定の非常用ディーゼル発電機についても引き続き報告を実施するよう要請し、了承した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について
- ・タービンブレードワイヤ孔位置測定結果詳細
- ・各プラントの水平展開実施計画及び実績

以上